

株式会社まごころ

指定居宅介護支援事業 運営規程

第1条 事業の目的

株式会社まごころ（以下「当事業者」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理規程に関する事項を定め、当事業所の指定居宅介護事業（以下「居宅介護支援」という。）の提供にあたる介護支援専門員（以下「介護支援専門員」という。）が、要介護状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

第2条 運営方針

- 1 当事業者は、地域との結びつきを重視し、関係市町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との密接な連携を図りつつ、利用者の心身状況、その置かれている環境及びご希望の把握に努め、利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して、居宅介護支援を行うものとする。
- 2 当事業者は、居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に偏することのないよう公平中立に行うものとする。
- 3 前各項に定めるものの他、介護保険法、厚生労働省令で定める指定基準、その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

第3条 事業所の名称等

名称 花みずき居宅介護支援事業所
所在地 山口県山口市大内長野字鍛冶屋208番地

第4条 従業者の職種、員数及び職務内容

- (1) 管理者 1名
介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他管理を一元的に行うものとする。また、法令等に規程されている事業の実施に関して遵守すべき事項について指揮命令を行うものとする。
- (2) 介護支援専門員 1名以上（うち1名以上は常勤）
指定居宅介護支援の提供にあたる。
- (3) 事務職員
事業の実施にあたって必要な事務を行うものとする。

第5条 営業日及び営業時間

- 1 営業日： 月曜日～金曜日（祝日、年末年始（12月31日～1月3日）を除く）
- 2 営業時間： 9:00～18:00
- 3 時間外及び休日であっても、転送携帯等により24時間連絡が可能な体制とする。

第6条 内容及び手続きの説明及び同意

- 1 事業所は指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族等に対し、運営規程の概要その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。
- 2 事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ居宅サービス計画書が利用者の同意を基本として作成されるものであること等について説明を行い、理解を得るものとする。

第7条 居宅介護支援の提供方法及び内容

- 1 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止となることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行うものとする。
- 2 事業所は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 3 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護サービス計画の作成

- (ア) 介護支援専門員は、居宅介護サービス計画の作成に関する業務を行う。
- (イ) 居宅介護サービス計画の作成開始にあたっては、利用者及び家族に対し当該地区における指定居宅サービス事業所等の名簿、サービス内容、利用料等の情報を提供し、利用者又はその家族がサービスの選択を可能とするように支援する。
- (ウ) 利用者及び家族の相談場所は、本事業所又は、利用者及び家族の居宅を基本とする。
- (エ) 介護支援専門員は、居宅介護サービス計画作成にあたって利用者の有している能力、提供を受けているサービス等、その他おかれている環境等の評価を通じて利用者が現在抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するために解決すべき課題を把握する。
- (オ) 課題分析票については、「居宅介護サービス計画の手引き」の課題分析標準項目を活用する。
- (カ) 介護支援専門員は、利用者、家族の置かれている状況を把握し、かつ、希望を伺い生活課題を明らかにする。その課題に基づき当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、目標達成の時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
- (キ) 介護支援専門員は、サービス担当者会議を開催し、サービスの種類、内容、費用等について説明し、文書により利用者の同意を得る。
- (ク) サービス担当者会議の開催場所については、事業所・医療機関・利用者及び家族の居宅・その他会議を行う事が適当な場所とする。

(2) サービスの実施状況の継続的な把握、評価

介護支援専門員は、居宅介護サービス計画作成等においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととする。また、居宅サービス計画の実施状況及び利用者が抱える課題の把握を行い、必要に応じて居宅介護サービス計画の変更、指定居宅介護サービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行う。

(3) 介護保険施設の紹介等

- (ア) 介護支援専門員は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合又は、利用者が介護保険施設への入院・入所を希望する場合には、利用者の状況に適した介護保険施設の選択が行えるよう相談し、その他便宜の提供を行う。
- (イ) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院・退所しようとする要介護者等から依頼があった場合、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

第8条 利用料金その他費用額

- 1 居宅介護支援を提供した際の利用料金は、厚生労働省令の定める基準による額（介護報酬告示上の単位数により算定した額）とし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用者からの利用料金の支払いは受けないものとする。
- 2 事業者の選定、又は居宅介護支援を提供するために要した交通費は無料とする。

第9条 通常事業の実施地域

通常事業の実施地域は、山口市内(阿東・徳地・阿知須を除く)とする。ただし、当該地域以外の地域に居住する被保険者に対し、居宅介護支援の提供を行うことを妨げるものではない。

第10条 事故発生時の対応

- 1 当事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、当事業所が住所を有する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅サービス事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。また、その事故に際して対応した内容について記録するものとする。

- 2 当事業者は、利用者に対する居宅支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第11条 秘密保持

- 1 当事業者の従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密は、正当な理由なく第三者に漏らさないものとし、必要な措置を講じるものとする。なお、この守秘義務は、当該従業員退職後及び契約終了後も同様とする。
- 2 当事業者は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文章により得るものとする。また、開示・訂正の要求がある場合は、所定の方法に従い、開示又は訂正するものとする。

第12条 苦情処理

- 1 当事業者は、居宅介護支援の提供に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じ、当該苦情の内容を記録するものとする。
- 2 当事業者が提供した居宅介護支援に関し、市町・国民健康保険団体連合会が行う文書その他の物件の提出もしくは照会に応じ協力するとともに、指導又は助言に従い、必要な改善と改善報告を行うものとする。

第13条 衛生管理

当事業者は、介護支援専門員の清潔保持・健康状態について必要な管理を行うとともに、設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。

第14条 虐待防止のための措置に関する事項

指定居宅介護支援に対する利用者の人権擁護・虐待の防止等に対応するため、責任者の設置及び委員会の開催や従業員に対する研修の実施等、その他必要な措置を講ずるものとする。

第15条 その他運営に関する重要事項

- 1 介護支援専門員は、利用者に対し、特定の在宅サービス事業者等によるサービス利用の強要または、当該事業者からその代償として金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
- 2 事業所には、居宅サービス計画、サービス担当者会議の記録、その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備するとともにその完結の日から2年間保存する。
- 3 事業者は、介護支援専門員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社まごころと事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成27年5月1日から施行する。

附記 この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附記 この規程は、令和3年11月1日から施行する。

附記 この規程は、令和4年4月7日から施行する。

附記 この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附記 この規程は、令和5年4月1日から施行する。